

## 愛媛県緊急時モニタリング実施要領の改訂について

### 1 改訂の背景

平成 28 年 9 月、国の「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」が改定され、事故進展に応じた初期モニタリングの項目等が明確化されたことを踏まえ、愛媛県緊急時モニタリング実施要領（資料編を含む）に反映するものである。

### 2 改訂の概要

今回の愛媛県緊急時モニタリング実施要領（資料編を含む）の主要な修正内容は以下のとおりである。

#### （1）愛媛県緊急時モニタリング実施要領

##### 【4-4-4 全面緊急事態】

- ・全面緊急事態における O I L に基づく防護措置の実施判断に係るモニタリング項目等を明記
- ・環境試料（土壌、飲料水）の採取場所の考え方等を明記 等

#### （2）愛媛県緊急時モニタリング実施要領（資料編）

- ・伊方発電所周辺環境放射線等調査計画における測定地点の変更に伴い、測定地点表を更新
- ・機器更新に伴い、モニタリング資機材の数量を変更
- ・原子力災害対策重点区域の飲料水の状況を最新のデータに基づき更新するとともに、飲料水の採取候補地点と固定観測局の関連付けを追加
- ・原子力災害対策重点区域の気象状況を最新のデータに基づき更新するとともに、広域局の風配図を追記
- ・伊方発電所 1 号機が平成 28 年 5 月 10 日に運転終了したことに伴い、伊方発電所の概要を変更
- ・報告様式の変更 等

# 緊急時モニタリングに係る指針等の体系

今回改訂

原子力災害対策指針  
【原子力規制委員会】

○地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際などの支援のため、国が専門的・技術的事項等について定めるもの。

緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)  
【原子力規制庁監視情報課】

○原子力災害対策指針の考え方の下、緊急時モニタリングの実施に資するよう、緊急時モニタリングの目的、実施体制及び実施内容等、原子力災害対策指針の緊急時モニタリングに係る記載を補足するもの。

愛媛県地域防災計画  
(原子力災害対策編)

県が作成

緊急時モニタリング計画

○県が緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備について定めるもの。

緊急時モニタリング実施要領

○緊急時モニタリング計画を踏まえ、具体的な実施方法等を規定するもの

緊急時モニタリング実施要領  
(資料編)

原子力災害時に国が作成

緊急時モニタリング実施計画  
【国(原子力災害対策本部等)】

○施設敷地緊急事態以降において、国が、県緊急時モニタリング計画等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象地区を定めるもの。